

第10章

用語の定義

用語の定義

- ・ 公共下水道 . . . 主に市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
- ・ 流域下水道 . . . 地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものである。
- ・ 都市下水路 . . . 主に市街地における下水を排除するために、地方公共団体が管理している下水のうち、公共下水道、流域下水道以外のもので、一般的には雨水排除のための施設である。
(昭和35年から昭和56年まで施行)
- ・ 排水区域 . . . 公共下水道により下水を排除することが出来る地域。
- ・ 処理区域 . . . 排水区域のうち、排除された下水を終末処理場により処理することが出来る地域。
- ・ 処理分区 . . . 流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合において、それぞれの管渠により下水を排除することが出来る地域。